

豊橋市保育所等の災害時における臨時休園基準

令和6年11月

1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害や南海トラフ地震臨時情報の発表により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、豊橋市内の保育施設における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

2. 対象

豊橋市内の保育所、認定こども園（以下「保育所等」という。）

3. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

(1) 風水害についての基準

(ア) 警戒レベルに応じた基準

発令のタイミング 警戒レベル（避難情報）	開園前	開園後
警戒レベル5 （緊急安全確保）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル4 （避難指示）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

- ※ 上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所等に適用する。
- ※ 警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（警戒レベル相当）とは異なる。）に基づくものによる。
（豊橋市が発令する避難情報は、豊橋市ホームページのトップページ、豊橋ほっとメール、防災アプリ「Hazardon(ハザードン)」、防災ラジオなどで確認可能。）
- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警報に応じた基準

発表のタイミング		開園前	開園後
警報の種類			
気象警報	特別警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
	暴風(雪)警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
	その他の警報 (大雨・洪水・大雪・波浪・高潮)	開園	開園

- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。
- ※ その他の警報(大雨警報等)については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。
- ※ 名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

(2) 地震についての基準

(ア) 地震発生時における基準

発生のタイミング		開園前	開園後
地震の震度			
震度5弱以上		臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
震度4以下		開園	開園

- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警報に応じた基準

発表のタイミング		開園前	開園後
警報の種類			
大津波警報・津波警報		臨時休園	園児引渡し後 臨時休園

- ※ 大津波警報・津波警報は、事前避難対象地域又は津波浸水想定区域に位置する保育所等に適用することとし、開園後に発表された場合は、直ちに津波避難ビル等へ避難することとする。
- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報に応じた基準

情報の種類	情報の発表条件	対応
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらないと評価した場合	開園
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合や調査を継続している場合	後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、通常通り開園
巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合、又は、プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合	
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合	後発地震の発生に留意しつつ、津波浸水想定などを勘案し、必要に応じ、規模の縮小を行うなど、状況に応じて適切な対応のうえ開園

- ※ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震の発生に備え、園児の保護方法や保護者の緊急連絡先の再確認など適切な措置を行う。
- ※ 規模の縮小とは、希望保育の実施や開園時間の短縮などを想定。

(3) その他

- ・各基準に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。
- 例) 開園前状況：警戒レベル2（開園）かつ、気象警報暴風（雪）警報（臨時休園）
⇒ 気象警報暴風（雪）警報の基準を優先し臨時休園とする。

(4) 開園後の臨時休園について

- ・保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引渡し後に臨時休園とする。
- ・道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引渡しとする。
- ・保護者に園児を引き渡すまでの間は、園内の最も安全な場所で保育を行うこととするが、園内での保育が危険な場合は、避難所等の安全な場所に移動し保育を行うこととする。

4. 保育所等の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、保育所等は速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。

ただし、警報解除の時間や被害状況などにより、全市的な休園継続の可能性がある場合は、市が原則的な対応を判断することとする。

なお、給食の提供については、各園の判断によることとする。

(1) 再開に当たり、確認すべき事項

- ・施設や施設周辺の被害状況
- ・ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供体制
- ・職員の勤務体制

5. 臨時休園時及び再開時の連絡方法等

(1) 臨時休園時

【市⇔保育所等】

- ・市は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定した場合、保育所等へメールで連絡する。
- ・市は、臨時休園中の保育所等の状況を確認するなど必要に応じて、保育所等に児童福祉施設災害時情報共有システムなどにより状況報告を求めることがある。
- ・保育所等は、市から状況報告を求められた場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇒保護者】

- ・保育所等は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。
- ・保育所等は、必要に応じて、施設の入りに臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(2) 再開時

【市⇔保育所等】

- ・市は、避難情報等が解除された場合、保育所等にメールで連絡する。
- ・保育所等は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4. (1) 再開に当たり、確認すべき事項」を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。
- ・保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇒保護者】

- ・保育所等は、施設の再開が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。